

岐阜県公報

第千八百六十二号
平成十九年七月十七日

(火曜日)

目次

告示

道路の供用開始

(道路維持課) 五五三^{ページ}

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件
屋外広告物講習会の開催

(商業流通課) 五五三
(都市政策課) 五五五

告示

岐阜県告示第四百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年七月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月十七日

岐阜県知事 古田 肇

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	福白岡川線	中津川市福岡字上柏原二八〇 一番の地先から 同市同字同 九番の地先まで	二四・〇	平成一九・七七	平成一八・八八

小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
 なお、その届出書等は平成十九年七月十七日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成十九年七月四日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社ハロー
- 三 建物の名称及び所在地
(仮称)ハロー瑞浪中央ショッピングセンター【Aゾーン】
瑞浪市土岐町畑廻七三二〇 外
- 四 大規模小売店舗の新設日
平成二十年四月二十四日
- 五 店舗面積
九、八二四平方メートル
- 六 駐車場の収容台数
四二二台
- 七 荷さばき施設の面積
五三六平方メートル

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
 なお、その届出書等は平成十九年七月十七日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成十九年七月四日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社三洋堂書店
- 三 建物の名称及び所在地
(仮称)ハロー瑞浪中央ショッピングセンター【Bゾーン】
瑞浪市土岐町内沼七四三八 外
- 四 大規模小売店舗の新設日
平成二十年四月二十四日
- 五 店舗面積
一、八一二平方メートル
- 六 駐車場の収容台数
一〇〇台
- 七 荷さばき施設の面積
四〇平方メートル

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
 なお、その届出書等は平成十九年七月十七日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

開催日時	開 催 場 所	受 講 対 象 者
一 講習会の開催日時、場所及び受講対象者	岐阜県知事 古 田 肇	岐阜県知事 古 田 肇
<p>平成十九年七月十七日</p> <p>岐阜県屋外広告物条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十七号）第三十七条第一項の規定により屋外広告物講習会を開催するので、岐阜県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年岐阜県規則第四百十七号）第二十一条の規定により次のとおり公示します。</p> <p>平成十九年七月十七日</p>		
屋外広告物講習会の開催		
七 荷さばき施設の面積 九六平方メートル		
六 駐車場の収容台数 八一台		
五 店舗面積 一、三三二平方メートル		
四 大規模小売店舗の新設日 平成二十年四月二十四日		
三 建物の名称及び所在地 （仮称）パロー瑞浪中央ショッピングセンター【Cゾーン】 瑞浪市土岐町畑廻七三二六 外		
二 届出者の氏名又は名称 株式会社あかのれん		
一 届出年月日 平成十九年七月四日		

四 受付期間	<p>平成十九年九月二十六日 岐阜市数田南五丁目一四 番一三二号</p> <p>（水）午前九時三十分から 岐阜県シンクタンク庁舎 大会議室</p> <p>午後五時まで</p>	<p>屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する業務に従事する者又は従事しようとする者</p>
二 講習会の内容等		
1 講習課程及び手数料		
講 習 課 程	手 数 料	手 数 料
屋外広告物関係法令に関する課程	一、〇五〇円	一、〇五〇円
屋外広告物の表示の方法に関する課程	七五〇円	七五〇円
屋外広告物の施工に関する課程	一、二〇〇円	一、二〇〇円
2 手数料納付の方法		
<p>受講者は、1の表に掲げる額に相当する額の岐阜県収入証紙を講習会受講申込書にはり付け納付してください（消印しないこと）。</p> <p>なお、納付した手数料は、申込みを取り消した場合又は講習会を受講しなかった場合においても返還しません。</p>		
3 講習課程の一部免除		
<p>建築士等の資格を有する者は、屋外広告物の施工に関する課程が免除されますので、岐阜県都市建築部都市政策課、各土木事務所施設管理課（揖斐土木事務所、美濃土木事務所、郡上土木事務所、恵那土木事務所、下呂土木事務所及び古川土木事務所）においては総務課。以下同じ。）又は岐阜県広告美術業協同組合へ問い合わせてください。</p>		
三 受講申込み		
<p>1 受講を希望する者は、岐阜県都市建築部都市政策課、各土木事務所施設管理課又は岐阜県広告美術業協同組合へ申し込んでください。</p>		
<p>2 講習会受講申込書用の紙は、岐阜県都市建築部都市政策課、各土木事務所施設管理課又は岐阜県広告美術業協同組合でお渡しします。</p>		

平成十九年八月十三日(月)から八月三十一日(金)まで、ただし、郵送による場合は、八月三十一日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 その他

講習についての不明な点は、岐阜県都市建築部都市政策課(岐阜市藪田南二丁目一番一号 電話〇五八 二七二 一一一一 内線三七五五、三七五六)、各土木事務所施設管理課又は岐阜県広告美術業協同組合へ問い合わせてください。

平成十九年七月十七日印刷
平成十九年七月十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))